別紙様式第十号の二(2)㋑の表中「前事業年度末残高」を「当期首残高」に、「当事業年度変動額」を「当期変動額」に、「当事業年度末残高」を「当期末残高」に改め、同様式記載上の注意2(5)②中「当事業年度変動額」を「当期変動額」に改め、同記載上の注意2(5)④中「前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高」を「当期首残高、当期変動額及び当期末残高」に改め、同記載上の注意2(5)に次のように加える。

⑥　遡及適用、修正再表示又は当事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

（金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第九条　金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一別表1単体の表中「税引後当期（中間）純利益」を「当期（中間）純利益」に改め、同別表連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期（中間）純利益」に、「税引後当期（中間）純利益」を「親会社株主に帰属する当期（中間）純利益」に改める。

様式第二別表1銀行持株会社等以外の金融機関等－単体の表及び銀行持株会社等－単体の表中「税引後当期（中間）純利益」を「当期（中間）純利益」に改め、同別表連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期（中間）純利益」に、「税引後当期（中間）純利益」を「親会社株主に帰属する当期（中間）純利益」に改める。

様式第三別表1銀行持株会社等以外の金融機関等－単体の表及び銀行持株会社等－単体の表中「税引後当期（中間）純利益」を「当期（中間）純利益」に改め、同別表連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期（中間）純利益」に、「税引後当期（中間）純利益」を「親会社株主に帰属する当期（中間）純利益」に改める。

様式第四別表1銀行持株会社等以外の金融機関等－単体の表及び銀行持株会社等－単体の表中「税引後当期（中間）純利益」を「当期（中間）純利益」に改め、同別表連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期（中間）純利益」に、「税引後当期（中間）純利益」を「親会社株主に帰属する当期（中間）純利益」に改める。

様式第七別表1単体の表中「税引後当期（中間）純利益」を「当期（中間）純利益」に改め、同別表連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期（中間）純利益」に、「税引後当期（中間）純利益」を「親会社株主に帰属する当期（中間）純利益」に改める。

様式第八別表1銀行持株会社等以外の金融機関等－単体の表及び銀行持株会社等－単体の表中「税引後当期（中間）純利益」を「当期（中間）純利益」に改め、同別表連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期（中間）純利益」に、「税引後当期（中間）純利益」を「親会社株主に帰属する当期（中間）純利益」に改める。

様式第九中「第18条関係」を「附則第18条関係」に改め、同様式参考単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同参考連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に、「税引後当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

様式第十別表1単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同別表連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に改める。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第十条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第八項第一号中「遡及適用等」の下に「又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中銀行法施行規則別紙様式第一号の改正規定（第4の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第一号の二の改正規定（第4の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第三号の二の改正規定（第4の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第五号の改正規定（第2の4の表記載上の注意に係る部分に限る。）及び同令別紙様式第十二号の改正規定（第2の4の表記載上の注意に係る部分に限る。）、第三条中信用金庫法施行規則別紙様式第二号の改正規定、同令別紙様式第三号の表記載上の注意の改正規定（12．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第六号の改正規定、同令別紙様式第七号の表記載上の注意の改正規定（12．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十号の改正規定、同令別紙様式第十一号の表記載上の注意の改正規定（12．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十三号第2の表記載上の注意、同令別紙様式第十三号第3の表記載上の注意の改正規定、（12．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十三号の二第2の2の表記載上の注意の改正規定、同令別紙様式第十四号第2の表記載上の注意、同令別紙様式第十四号第3の表記載上の注意の改正規定（12．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十四号の二第2の2の表記載上の注意の改正規定、同令別紙様式第十五号第2の表記載上の注意及び同令別紙様式第十五号第3の表記載上の注意の改正規定（12．に係る部分に限る。）、第四条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号の改正規定、同令別紙様式第三号の表記載上の注意の改正規定（12．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第六号の改正規定、同令別紙様式第七号の表記載上の注意の改正規定（12．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第九号第2の表記載上の注意の改正規定（12．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第九号の二第2の2．の表記載上の注意の改正規定、同令別紙様式第十号第2の改正規定、同令別紙様式第十号第3の表記載上の注意の改正規定（12．に係る部分に限る。）及び同令別紙様式第十号の二第2の2．の表記載上の注意の改正規定、第五条中保険業法施行規則別紙様式第六号の改正規定（第5の表記載上の注意及び第6の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第六号の二の改正規定（第5の表記載上の注意及び第6の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第六号の三の改正規定（第2の5の表記載上の注意及び第2の6の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の改正規定（第9の表記載上の注意及び第10の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の二の改正規定（第9の表記載上の注意及び第10の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の三の改正規定（第2の5の表記載上の注意及び第2の6の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十四号の改正規定（第2の5の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十五号の改正規定（第2の5の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十六号の十七の改正規定（第9の表記載上の注意及び第10の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十六号の十八の改正規定（第5の表記載上の注意及び第6の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十六号の十九の改正規定（第2の5の表記載上の注意及び第2の6の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十六号の二十の改正規定（第2の5の表記載上の注意及び第2の6の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十六号の二十四の改正規定（第2の5の表記載上の注意に係る部分に限る。）及び同令別紙様式第十六号の二十五の改正規定（第2の5の表記載上の注意に係る部分に限る。）、第六条中金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号の改正規定、第七条の規定、第八条中信託業法施行規則別紙様式第十号の改正規定（記載上の注意2(5)⑥に係る部分に限る。）及び同令別紙様式第十号の二の改正規定（記載上の注意2(5)⑥に係る部分に限る。）並びに第十条の規定並びに次条第二項、附則第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条、第九条第一項及び第十条の規定　公布の日